

★改正のポイント

- 今年度、国から通知された「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に基づいた追記・修正。
- 本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。
- 現状の業務内容に合わせた文言の修正。

(制定：平成 25 年 4 月 1 日)
(改正：平成 26 年 4 月 1 日)
(改正：平成 27 年 4 月 1 日)
(改正：平成 29 年 4 月 1 日)
(最終改正：平成 30 年 4 月 1 日)
(最終改正：平成 31 年 4 月 1 日)

草津市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センターに包括的支援事業等を委託するにあたって、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 基本的な運営方針

1、高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるように支援します。

高齢者一人ひとりが自分らしい生活を継続するためには、可能な限り自立して生活できる期間を伸ばし、介護に要する期間をできるだけ短くできるよう、予防的な関わりや支援が必要です。地域包括支援センターは、担当地域に暮らす高齢者について、早期に要援護高齢者を把握するとともに、高齢者自身の意思を尊重し、その人らしい生活を維持できるように支援します。地域保健課は、地域包括支援センターが要援護高齢者を把握できる仕組みを整えるとともに、情報の提供や、制度やサービス利用に関する関係機関の調整を行うなどの適切な支援を行います。

2、地域におけるネットワークを活用し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けるためには、その時々に応じたさまざまな支援が必要です。地域包括支援センターは、担当地域にある医療・介護の事業所、医療・介護・福祉の専門職、さらには高齢者を支援する地域活動団体や住民との顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用とネットワークの構築により、一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげる支援を行います。地域保健課は、地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者のニーズを把握するとともに、高齢者支援に必要な市域および広域における関係機関のネットワークの構築や社会資源の開発を推進することにより、地域包括支援センターの活動を支援します。また、地域包括支援センターが地域の活動団体とつながるよう支援します。

3、チームアプローチにより、次に掲げる基本業務を行います。

地域包括支援センターに配置された社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮し、次に掲げる基本業務を行います。専門職が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、相互に連携・協働しながら、常に情報を共有し、専門性を生かした視点で検討・協議・介入を行い、チームアプローチにより、個人や地域の課題の解決や活動の推進に努めます。

(基本業務)

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務
- ⑤ 認知症高齢者及び家族への支援業務総合支援事業
- ⑥ 地域ケア会議開催業務推進事業

★「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に基づき、追記・修正

地域保健課は、常に地域包括支援センターと情報の共有に努め、いずれの地域包括支援センターにおいても、3職種が協働して6つの基本業務を総合的に推進できるよう統括・支援をします。するとともに、常に地域包括支援センターと情報の共有に努め、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組みの推進に努めます。

Ⅲ 具体的な運営方針

1、総合相談支援業務

<地域包括支援センター>

(1) 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じて寄せられるさまざまな相談については、3職種が情報を共有し、総合的に対応できる体制で取り組みます。具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、または緊急性の必要性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより、自ら解決できるように支援を行うほか、継続的、専門的な相談が必要な場合は支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。うとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。

長寿いきがい課が設置している草津医療・介護連携支援窓口に配置する相談員とも連携しながら対応を行います。

(2) ネットワークの構築

地域包括支援センターに寄せられる相談はもとより、日常的に担当地域に出向く

★「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に基づき、追記・修正。
★現状の業務内容に合わせ、追記。

活動の中から支援を必要とする高齢者を早期に見出し、総合相談を通じ、適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するために、地域におけるネットワークの構築を図ります。そのために、日ごろから地域の関係機関やインフォーマルサービスなど社会資源の情報収集を進めるとともに、信頼における関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近な地域包括支援センター作りに努めます。

<長寿いきがい課>

★現状の業務内容に合わせ、追記。

医療と介護の支援を必要とし、在宅療養生活を望む本人や家族からの相談について、必要となる情報提供や相談や助言を行えるよう、草津市医療・介護連携支援窓口相談員を配置し、地域包括支援センターの支援を行います。

<地域保健課>

★本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。

地域包括支援センターが高齢者にあった支援や活動につなぎやすくなるよう、生活支援コーディネーター等と連携を図り、担当地域の高齢者や関係機関、また社会資源等についての情報提供を積極的に行います。~~行うとともに、また、関係部署や関係機関とのネットワークの構築を図ることにより、地域包括支援センターの相談環境の整備を行います。調整を行うことにより、環境整備を行います。~~

地域包括支援センターが専門的な相談や困難事例の相談等に適切に対応できるよう、法律分野等、より専門的な職種によるバックアップ体制を構築します。
圏域ミーティング等で地域包括支援センターの相談や実態把握の現状から高齢者のニーズを共有し、住民への啓発や相談支援に活用できるよう支援します。

2、権利擁護業務

<地域包括支援センター>

★現状の業務内容に合わせ、文言等を整理。それぞれの役割は今までどおり。

(1) 高齢者の虐待防止と相談支援

草津市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、養護者による高齢者虐待の防止および高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して相談、指導および助言等の支援を行います。~~介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）やサービス事業所、医療機関などの関係者、また、民生委員・児童委員などの地域関係者など等からの通報、また、さまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、3職種が情報を共有し、虐待を未然に防ぐためのアプローチや早期発見~~

に努めます。また、虐待事例については、通報を受理したときは迅速に長寿いきがい課に連絡をしたうえで、役割分担を行い組織的な虐待対応を行います。速やかに長寿いきがい課に通報し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、~~高齢者虐待対応マニュアルに従い長寿いきがい課が開催する会議等に参加します。~~

また、担当地域において民生委員・児童委員等、~~の関係者や住民への~~に対し啓発活動を積極的に行います。

(2) 成年後見制度の周知と利用支援

認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯など、権利侵害を受けやすい高齢者や経済的困窮を訴える高齢者が、成年後見制度や権利擁護事業などを積極的に活用できるよう支援します。

また、担当地域において民生委員・児童委員等、~~の関係者や住民への~~啓発活動を積極的に行います。~~地域の高齢者が集まるサロンや民生委員児童委員協議会などの地域の関係者が集まる場で出前講座を開催し、啓発や周知活動を行います。~~

(3) 消費者被害への相談支援

高齢者の消費者被害に関する相談支援において、消費生活センターの活用を図ります。高齢者の被害を防止するため、担当する地域の高齢者の集まりの場や関係者との連携時に身近な被害状況などの情報提供や周知活動を行います。

(4) 権利擁護のための専門的人材の育成・スキルアップ

~~地域ケア個別権利擁護ケース~~会議の開催を通じ、高齢者の権利擁護に関する相談や支援を的確に実施できるよう、~~専門的人材の育成・スキルアップ~~を図ります。また、県や県社協等が開催する研修を積極的に受けて、権利擁護に関するより専門的な相談支援に対応できるように努めます。

<長寿いきがい課>

市および地域包括支援センターが組織的に高齢者虐待に対応すべく、草津市高齢者虐待対応マニュアルを整備し、養護者による高齢者虐待の防止および高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して相談、指導および助言等の支援を行います。~~長寿いきがい課は、高齢者虐待の通報窓口としての機能を持ち備えるとともに、コアメンバー会議や処遇検討会議、評価会議の開催ならびに虐待の判定・対応方針をの決定をしていきます。また、地域包括支援センター及びケアマネジャーやサービス事業所等の職員も含めて虐待対応の研修を行います。~~

~~地域包括支援センターから出された高齢者虐待防止や権利擁護の事例から高齢者の権利擁護に関する課題把握と解決のためのさまざまな対策や事業を検討・実施していきます。~~

<地域保健課>

地域保健課は、虐待防止や権利擁護の事例について、~~必要に応じて~~地域包括支援センターが~~開催する~~虐待対応ケース会議または、~~地域ケア権利擁護ケース~~会議に参加し、支援の方向性や具体的支援について専門機関等を交えて検討できるよう支援します。

成年後見制度の利用支援を行う事例については、成年後見センターなど関係機関と連携しやす~~い~~仕組みづくりに取り組みますできるように支援します。消費者被害に関する相談については、消費生活センターなど関係機関と連携できるように支援します。

★「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正を踏まえるとともに、本市の実情に合わせて表現等を修正。
★(2)の内容を(1)へ集約し、文言等を整理。

3、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

＜地域包括支援センター＞

~~(1) 担当地域における包括的・継続的ケアマネジメントの構築支援~~

- ① ~~地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーや医療機関をはじめ、関係機関とのネットワークを構築し、支援します。~~

地域ケア個別会議や自立支援地域ケア個別会議を通じ、自立支援に資するケアマネジメントを行うためのケアマネジャーへの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）のネットワークの構築・活用、およびケアマネジャーに対する日常的な個別指導・相談・助言を行います。

また、高齢者の自立支援・介護予防を推進するため、地域包括支援センターはケアマネジャーへの直接的な支援のみならず、「学区の医療福祉を考える会議」等を通じて、住民や介護サービス事業者など地域の様々な活動団体との有機的なネットワークの構築に向けた働きかけを行います。

- ② 地域のケアマネジャーが介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

なお、さまざまな地域資源の活用を必要とするケースは、地域ケア個別会議を活用します。

~~(2) ケアマネジャーへの支援~~

~~ケアマネジャー同士のネットワーク構築に取り組むとともに、ケアマネジメントのスキルアップを図るための支援を行います。~~

- ① ~~個別相談の実施~~

~~ケアマネジャーからの個別相談に応じ、ケアマネジャーが抱える課題を把握することに努めます。~~

- ② ~~支援困難事例への支援~~

~~ケアマネジャーが受け持っている支援困難事例について、ケアマネジャーが問題解決に対処できるよう、三職種による多面的な視点で後方支援を行います。~~

- ③ ~~ケアマネジャーのネットワーク形成支援~~

~~ケアマネジャーの中には、他の専門職からのアドバイスが受けにくく、偏~~

~~た支援になる場合や、一人で問題を抱え込んでしまう現状がみられるため、担当地域の中でケアマネジャーを対象に、ケアマネジャー交流会を開催し、事例検討や勉強会を行い、ケアマネジャー同士の情報交換の機会を設けるとともに、ケアマネジャー自らが地域の関係者や関係機関とのネットワークを構築できるよう、関係づくりの支援を行います。~~

~~また、主任介護支援専門員連絡会に参加し、ケアマネジャーの課題解決に向けた支援をします。~~

<長寿いきがい課>

★本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。

★現状の業務内容に合わせ、表現を修正。

ケアマネジャー連絡会や主任介護支援専門員連絡会、在宅医療と介護の連携に関する多職種連携推進会議の開催を通じて、地域包括支援センターと連携し、自立支援に資するケアマネジメントの支援や在宅医療と介護の連携に関する課題を整理し、解決のために関係課との連絡や調整、市域あるいは広域での関係機関の連携強化やネットワークの構築を進めます。

また、自立支援地域ケア個別会議を開催し、自立支援・重度化防止に資するマネジメントの普及・浸透に向けた取組を推進します。具体的には、主任介護支援専門員連絡会、ケアマネジャー連絡会、在宅チーム医療推進地域リーダー会議を開催します。

在宅チーム医療推進地域リーダー会議では、在宅医療・介護連携の課題や対策を検討するとともに、連携のための情報共有ツールの活用推進や在宅医療に関する住民への情報提供や普及啓発などを行うことにより、地域での包括的・継続的ケアマネジメントを促進します。

<地域保健課>

★「地域包括支援センターの設置運営について」に記載されている内容を追記。

地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議において、自立支援に資するケアマネジメントの支援や様々な活動団体との有機的なネットワークの構築や地域の課題整理が行えるよう、地域包括支援センター職員に対し、助言や相談などを行い、のスキルアップを支援します。

4、介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

<地域包括支援センター>

★「地域包括支援センターの設置運営について」に記載されている内容を追記。

(1) ケアマネジメントによる自立支援

★本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。

対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取り組みを行えるように支援します。

ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、いきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。

また、指定居宅介護支援事業所に委託するに当たっては、可能な限り圏域内の事業所を優先するとともに事業所選定において、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏ることなく公平性・中立性の確保に努めるとともに、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。

なお、市が主催する自立支援地域ケア個別会議において、委託先の指定居宅介護支援事業所が作成するケアプランを含め積極的に事例提供を行い、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実践力の向上を図ります。

<長寿いきがい課>

★本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。

地域包括支援センターと連携して、自立支援地域ケア個別会議を開催します。なお、自立支援地域ケア個別会議の開催にあたっては、効率的・効果的な内容となるよう環境を整えます。

<地域保健課>

★本市の来年度における重点取組を踏まえた追記・修正。

自立支援に資するケアマネジメントの質の向上に向けて地域包括支援センターへ研修等の支援を行います。

地域包括支援センターと連携して、地域ケア個別会議等を通じて、介護予防に関する高齢者のニーズを把握するとともに、地域における介護予防に資する資源の開発や活用を図り、地域包括支援センターが活用できるよう環境を整えます。支援します。

5、認知症高齢者及び家族への支援業務総合支援事業

<地域包括支援センター>

★介護保険法で謳われている業務名に修正。

地域包括支援センターは、認知症地域支援推進員を中心に、認知症に関する正しい知識の普及や見守りネットワークの構築に向け、地域の中で活動します。

(1) 地域への普及・啓発

地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座等、認知症への正しい理解の為の啓発を行います。

認知症の人にやさしいお店の普及、関係機関へのリーフレットの配布など長寿いきがい課と協力しながら取り組みます。

(2) 関係機関との連携

認知症なんでも相談所の看板を設置している地域密着型サービス事業所に寄せられた相談について、必要なフォローアップを行います。また、地域密着型サービス事業所を利用している高齢者が、地域の一員として交流を持ちながら生活できるよう、サービス事業所と地域の活動をつなぐ支援をします。

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等の関係機関との連携・協力体制構築のための取り組みを行います。

(3) 地域見守りネットワークの構築

要介護・要支援認定を受けていてもサービスを利用されていない人やケアマネジャーへの支援、認知症地域支援推進員会議への参加などを通して、認知症に関する地域の課題を整理します。

地域安心声かけ訓練への参加、学区の医療福祉を考える会議の開催など地域の中で安心して暮らせるネットワークづくりを進めます。

(4) 認知症の高齢者とその家族への支援

認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるよういつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、施設の種類やケア内容等を示した認知症ケアパス（草津市認知症支援の早見表）を周知します。

地域包括支援センターや物忘れ相談窓口の周知を行い、相談に対しては、制度やサービスへのつながりとどまらず、受診の支援や適切なケアのアドバイス、家族への相談援助など、三職種が協力して必要な支援を行います。また、認知症に関する社会資源の状況を収集し、必要に応じて提供します。

長寿いきがい課が設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携し、認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築します。

<長寿いきがい課>

長寿いきがい課は、介護保険課、地域保健課と連携し、草津市認知症施策アクション・プランに基づく事業を推進します。

★介護保険法で謳われている業務名に修正。
★本市の来年度における重点取組を踏まえた
追記・修正。

6、地域ケア会議推進事業

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を要する高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）が重要です。その実現のため、以下のとおり地域ケア会議を進めていきます。

<地域包括支援センター>

(1)地域ケア個別会議

- ①ケアマネジャーによる自立に資するケアマネジメントの支援を行います。
- ②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を行います。
- ③医療、介護の専門職のみならず、民生委員、自治会長、ボランティアなどの地域の多様な関係者と支援者の生活課題の共有を図ることにより、地域の見守りネットワークなどの地域資源の開発や地域づくりを行います。
- ④④個別ケースの課題の集積により分析を行うことによる地域課題を把握します。

(2)地域ケア推進会議（日常生活圏域レベル）

学区の医療福祉を考える会議や地域の関係者との会議において、地域資源マップ等を活用しながら地域の医療・介護・福祉の専門職と地域の高齢者を支援する住民との顔の見える関係づくりを進めます。また、~~るとともに~~個別ケースの課題分析から把握した地域の課題を共有し、地域で解決し得る課題について検討するとともに、政策的な課題については、市レベルの会議につなげます。なお、会議の開催にあたっては、地域における様々な実情に応じた開催が求められることから、より効果的な開催方法について地域の各種団体や医療・介護の関係者と相談・協議をしながら柔軟に対応します。

<長寿いきがい課・地域保健課>

地域ケア会議開催のための地域包括支援センターの支援を行うとともに、地域ケア会議の積み重ねから地域課題を発見できるよう支援を行います。~~より効果的な地域ケア会議が開催されるよう~~政策的な課題について市レベルの会議で解決できるよう長寿いきがい課や関係機関と連携し、地域ケア会議の体系化等を図ります。~~、~~地域包括ケアシステムの推進に資するしくみづくりに努めます。

7、その他

(1) 地域包括支援センターの周知活動

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターが、高齢者の身近な総合相談窓口として活用されるためにはできるだけ多くの市民にセンターを知ってもらうことが必要です。また、さまざまな関係者がセンターの役割を知り、必要な市民に相談窓口として紹介してもらうことも大切です。そのためには、地域の関係機関、関係団体や関係者の元へ積極的に出かけ、顔を合わせ、センターの役割を知らせる機会を設けることや、地域の人が集まるさまざまな機会を捉えて周知活動を行います。

★「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に基づき、追記・修正。
★現状の業務内容に合わせた文言の修正。

<地域保健課>

市は、さまざまな機会をとらえて、市民や関係者に対し地域包括支援センターの役割や活用に関する周知活動を行います。

(2) 職員のスキルアップ

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であることから、相談技術をはじめ、高齢者の自立支援を促すケアマネジメントに関する知識、高齢者の見守りができるよう地域全体をマネジメントしていく技術などの、必要な知識や技術を習得するための研修などに積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有し、常に全体のスキルアップに努めます。

<地域保健課・長寿いきがい課>

地域包括支援センター職員の人材育成と質の確保を目的に、必要な研修や事例検討会などの計画を策定し年度当初に示すとともに、~~を実施するとともに~~、研修に関する情報提供や参加要請を積極的に行うなど、職員のスキルアップへの支援をします。

(3) 個人情報の保護

地域包括支援センターの職員は、介護保険法第115条の46第8-6項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知り~~え~~得た秘密を漏らしてはなりません。相談支援に必要な個人情報については、地域保健課が管理する地域包括支援センター業務支援システムにより管理します。地域包括支援センターのクライアントはパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに管理し、センター業務を行う職員であって、地域保健課が認めた職員以外は取り扱うことはでき

ません。

個人情報ならびにシステムの取り扱いに当たっては、草津市個人情報保護条例(平成 18 年草津市条例第 1 号平成 11 年草津市条例第 27 号) ならびに草津市電子情報セキュリティポリシー~~計算組織管理運営要領~~を遵守します。

(4) 公平、公正、中立性の確保

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。

<地域保健課>

地域保健課は地域包括支援センターの運営が適切に行われているかを常に把握するとともに運営協議会に諮ります。

(5) 効果的な運営の継続

地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われているかを全国統一の指標に基づいて地域保健課、長寿いきがい課や地域包括支援センターが評価を行い、この評価の結果を踏まえて、地域保健課が人員体制や業務への対応等に関する改善措置の検討を行うなど、必要な措置を講じます。

また、地域包括支援センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から優先順位を付け、重点的な取組み内容の推進に向け支援します。

~~(5)~~(6) 苦情対応

地域包括支援センターは、センターに関する苦情を受けた場合には、その内容および対応等を記録し、速やかに草津市地域保健課に報告します。

(発行：草津市健康福祉部 地域保健課)